

弘前厚生学院 学校関係者評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、本学院の自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価担当者)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うため担当者を定める。

(自己評価担当者の所掌事項)

第4条 自己評価担当者は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の策定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

(自己評価の実施)

第5条 自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度1月とする。

2 自己評価は、学院長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

(自己評価結果の活用)

第6条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価結果の報告)

第7条 学院長は、自己評価結果を理事会に報告しなければならない。

(自己評価結果の公表)

第8条 学院長は、理事会の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第9条 学院長は自己評価の結果を本学院の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第10条 関係者委員会は、次の掲げる区分から学院長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 関連業界等関係者 1名
- (2) 卒業生 1名
- (3) 保護者 1名
- (4) 教育に関し知見を有する者 1名
- (5) 地域住民の代表者 1名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第11条 関係者委員会に委員長を置く。

- 2 関係者委員会は、学院長が招集し、委員長がその運営にあたる。
- 3 学院長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に1回以上開催しなければならない。

(費用弁償)

第12条 関係者委員会委員の費用弁償については、本学院が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第13条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第14条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第15条 学院長は、学校関係者評価結果を理事会に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第16条 学院長は、学校関係者評価結果について、理事会の承認を受け、公表しなければならない。

(その他)

第17条 本規程に定めるもののほか本学院の学校評価に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。